

高知県における畜産業と環境対策の現状について

高知県農業振興部畜産振興課

衛生環境担当チーフ 宮村 和典

1 高知県の概要

高知県は、樹木の生育に適した気候条件に恵まれ、森林面積率全国一（84%）という豊かな森林と青い海の国です。北は四国山地で愛媛県、徳島県に接し、南は太平洋に面して扇状に突き出しているうえ、太平洋を臨む海岸線は長く、西部はリアス式海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いています。

また、年間2,000時間以上の日照時間と4,300ミリの降水量など、温暖多湿な条件により足摺岬や室戸岬ではアコウ、ピロウといった亜熱帯植物が自生しています。このような温暖な気候、複雑な地形、そしてたびたび訪れる台風の猛威などの自然が、土佐特有の風土をつくりあげています。

2 農業をめぐる現状

本県の農業に占める産出額は、平成17年度ベースで991億円ですが、そのうち野菜が549億円と最も多く、次いで米143億円、果実99億円、畜産83億円、花き67億円となっています。

高知平野では早場米が収穫されますが、本県の場合、温暖で多雨多照の恵まれた気候を活用して、園芸野菜

の栽培が盛んです。平野部では、冬春野菜を中心に園芸農業が、山間部では、夏期の冷涼な気象条件を生かした園芸農業や特色のある米作りが行なわれるなど、地域の特性を生かした農業が広がっています。近年では減農薬や減化学肥料栽培など、人と環境にやさしい農業にも積極的に取り組んでいます。

代表的な園芸品目としては、シシトウ・キュウリ・ナス・米ナス・ショウガ・ピーマン・オクラ・小ネギ・ミョウガ・ニラ・アールスメロンなどがありますが、とくにミョウガやナス、キュウリについては、全国的に高いシェアを確保しています。

3 畜産業の現状

産出額でみると、本県の場合、農業全体のなかで約8%を占めています。推移としては、平成13年度に最低となったものの、その後は緩やかな増加傾向に転じ、H17年度では前年度対比で5.1%増加しました。内訳は、乳用牛が30億円と多くを占め、養豚21億円、養鶏18億円、肉用牛14億円の順となっています。

ここ数年来の家畜頭羽数の状況は、産出額に反比例して全体的に緩やかな減少傾向がみられていますが、逆に1戸あたりの産出額は増加していると言え

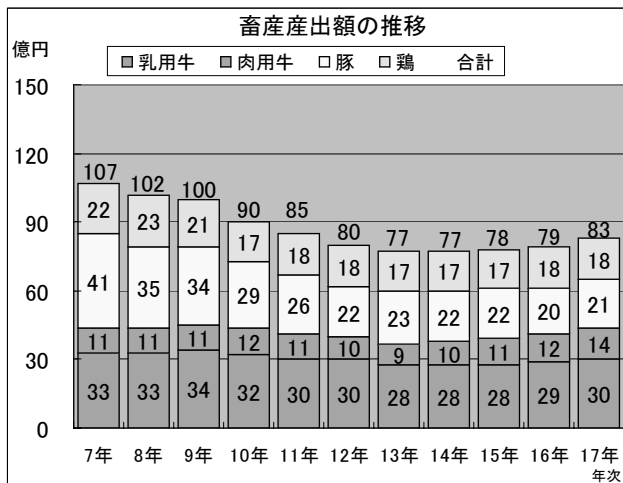
県内家畜飼養頭羽数の推移

年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
H16	131	5,844	330	6,387	40	38,767	42	429	16	266
H17	126	5,620	315	6,449	40	38,244	44	458	16	256
H18	120	5,799	300	6,400	36	35,234	41	363	14	328
H19	113	5,520	281	6,330	35	40,055	41	388	14	296

※ 高知県畜産振興課頭羽数集計結果より（集計時期は各年次の2月1日現在）

羽数=1,000羽単位

ます。



1) 酪農

これまで、農家の高齢化や後継者不足から飼養戸数や飼養頭数が減少してきましたが、近年は、後継者が育ってきたこともあり、多頭化飼育に対応したミルクングパーラーなどの搾乳システムの導入により省力化と大規模化が進んでいます。

また、牛群検定事業により牛群の能力向上と改良にも取り組む一方、共進会等の開催を通じて改良の成果を競うなかで、農家同士の交流が継続しています。

2) 肉用牛

本県の肉用牛は、ここ数年6,400頭前後で推移し、地方特定品種である土佐褐毛牛（褐毛和種高知系）を中心に、県内で広く飼養されています。本牛は、夏の暑さに強いうえ、増体がよく性格が温順なほか飼いやすいのが特徴で、ルーツは朝鮮牛です。

とくに中山間地域では、繁殖用雌牛を飼養しながら



ら他の農業品目の生産を行う複合経営が主体となっていますが、農家の高齢化とともに畜産部門の廃業等が散見されています。

このため、飼養にかかるコストと労力の軽減を目的として、耕作放棄地や遊休農地を利用した簡易放牧を推進しています。

3) 養豚

養豚は、年々飼養戸数と飼養頭数が減少し、平成19年は頭数がやや増加に転じたものの、それぞれ35戸と40,055頭になっています。しかし、1戸あたりの飼養頭数は1,144頭と増加傾向にあります。

既存の農家は、現在、配合飼料の高騰が続くなかでも、BSE発生以降豚価が高値で推移していることから比較的安定した状況です。

4) 養鶏

採卵鶏、肉用鶏ともに飼養の戸数と羽数は横ばい状態です。

平成17年の鶏卵生産量は、前年に比べて12.8%減少し、6,526tになっています。また、同年の県内需要量は17,196tで、60%以上を県外からの移入に依存し、食鳥出荷量については、前年度対比5.0%減の3,527tとなっています。採卵鶏、肉用鶏ともに県中央以西の地域で飼育が盛んです。

本県は日本鶏として登録された34品種のうち8品種を擁し「鶏王国」と呼ばれています。土佐ジローは、本県特産の土佐地鶏と外来種のロードイアランドレッドとの一代雑種で、用途は卵肉兼用と



土佐はちきん地鶏

して、中山間を中心に現在170戸で24,000羽が飼養され、卵肉ともに高い評価を受け独自の販路により出荷されています。さらに、近年、本県原産の土佐九斤と大シャモとを交配させてできた個体に白色プリマロックを掛けた「土佐はちきん地鶏」を開発し、市販ブロイラーより少ない脂身や冷凍によるドリップが少ないなどの特徴をウリとして、生産と流通を一元化させた体制をつくり県内のレストランや量販店等を中心に販売しています。

4 畜産環境保全の取り組み

1) 畜産公害対策

本県の、家畜排せつ物の処理施設に関する整備は、畜産公共や共同利用の補助事業、あるいは1/2補助付リース事業の活用、さらには畜産環境アドバイザーの養成（現在28名）などを行うことで、問題のある農家を中心に家畜排せつ物法の完全施行を前に完了しました。また、その後は、これまで簡易対応で凌いできた農家に対する指導等の強化により、さらなる施設整備の充実を図ってきた結果、畜産公害の苦情件数は激減しました。

しかしながら、最近では、農場での飼養形態の大規模化と一般住居の農場への近接化により、これまで発生がなかった地区での畜産公害が顕在化するなど、畜産農家と地域住民との間で居住環境をめぐる問題が生じています。県としては、これらの課題に対し家畜保健衛生所を中心として、市町村

や地域住民との調整を図り、公害の原因究明と検証に尽力するとともに、農家と連携して試行錯誤しながら効果的な対策を検討するなかで、双方ともに納得のいく方向を目指し取り組んでいます。

2) 家畜ふんたい肥の利用促進

昨年度末に、国が家畜排せつ物法にかかる基本方針を見直したことを受けて、県でも「家畜排せつ物の利用促進を図るための計画」を作成しています。国の従来の方針は、家畜排せつ物の適正な管理と処理の促進が中心でしたが、今般の見直しでは、その利用を図ることに重点化しています。

現在、家畜排せつ物法の規制の対象となる農家から排出される年間の家畜排せつ物推定量は約280,000tで、これらからたい肥として年間約90,000tが生産され、このうち約43,000tが耕種農家等で利用されています。

本県では、以前から全国に先駆けて環境保全型農業の推進に力を入れきましたが、その一環として、現在は土づくりを基本に、各地域の農業振興センターで各種認証制度のほかI P M等の技術を含むG A Pを取り入れながら農産物の安全と安心の確保に向けての耕種農家指導に取り組んでいます。たい肥は土づくりに欠かすことのできない資材であり、目下、各農産品目毎に適切な施用基準の作成を行っており、出来上がり次第耕種農家のたい肥利用に関する指針として活用されることが期待されています。

畜産環境苦情発生状況

(件数)

調査 年次	乳用牛					肉用牛					豚					鶏					その他				計
	水 質	悪 臭	害 虫	複 合	他	水 質	悪 臭	害 虫	複 合	他	水 質	悪 臭	害 虫	複 合	他	水 質	悪 臭	害 虫	複 合	他	蜜 蜂	山 羊	猪 豚	不 明	
H 1 4	4	3	1	3	2			3				5		3			2							1	27
H 1 5	1	5		4	1		1							2			3		1	1		1	1		21
H 1 6		2		3	1												1				1	1			9
H 1 7	1	2		2						1	1														7
H 1 8		2		1									1				1								5
計	6	14	1	13	4		1	3			1	6		6			7		1	1	1	2	1	1	69